

総合口座取引規定・定期預金共通規定集

【目次】

総合口座取引規定	(P. 1)
定期預金共通規定集	(P. 10)
定期預金共通規定	(P. 10)
期日指定定期預金規定	(P. 15)
自動継続期日指定定期預金規定	(P. 16)
自由金利型定期預金規定	(P. 17)
自動継続自由金利型定期預金規定	(P. 19)
自由金利型定期預金(M型)規定 単利型	(P. 20)
自由金利型定期預金(M型)規定 複利型	(P. 22)
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 単利型	(P. 23)
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 複利型	(P. 25)
変動金利定期預金(単利型)規定	(P. 26)
変動金利定期預金(複利型)規定	(P. 28)
自動継続変動金利定期預金(単利型)規定	(P. 28)
自動継続変動金利定期預金(複利型)規定	(P. 30)

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、ファースト総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。なお積立型定期預金に預入れられる個別の各定期預金、おまとめ定期も含まれます）

③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合は除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当行のみで取扱います。

- (3) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）は一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合は除きます。）にて当行の現金自動預入払出機（「ATM」といいます）により通帳を利用して預入れができます。

3.（定期預金の自動継続）

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行に申出てください。ただし期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行に申出てください。

4.（預金の払戻し等）

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻し・解約の手續に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手續をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5.（預金利息の支払い）

- (1) 普通預金の利息は毎年2月と8月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6.（当座貸越）

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（100円未満は切捨てます。）または、200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
- ①この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前条各

項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、預金者は直ちに新極度額をこえる金額を支払うものとします。

8. (貸越金利息等)

(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとに「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がほしい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様に当行に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行に届け出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届け出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

- (1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) なお、預金者は盗取された証書等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳より不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (即時支払)

- (1) 次の各号に一つでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくとも、それらを支払ってください。

- ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第8条第1項第2号に違反し、極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳とお届けの印章を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 第13条第1項各号または同条第2項各号の一にでも該当する場合は、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときは、それらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①この預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

こと

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

④法令で定める本人確認等における確認事項、および第 14 条第 1 項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合

⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥第 14 条第 1 項から第 4 項に定める取引の制限が、1 年以上に亘って解消されない場合

16. (差引計算等)

(1) 第 13 条第 1 項各号または同条第 2 項各号の一にでも該当する場合は、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることができるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には、直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金が第 7 条第 1 項第 1 号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①払戻し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳すべき取引がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと

⑤総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

20. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当行ウェブサイトおよび前条(休眠預金等活用法に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日(ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた期間の満期日

A 払戻し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

- C 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が公告の対象となっている場合に限り、）
- (A) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (B) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- D 預金者等からの申出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと
- E 各積立型定期預金規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと
- F 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。（ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、）
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合、当該支払停止が解除された日
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となった場合、当該手続が終了した日
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されている、または予定されていた場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合、他の預金に係る最終異動日等

21.（複数の預金を組み合わせた商品に係る最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

22.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

23. (通帳レス口座への変更)

- (1) 通帳レス口座とは、「通帳レス口座規定」に定める、通帳を発行しない預金口座をいいます。
- (2) 通帳レス口座以外の預金口座を開設していた場合であっても、「通帳レス口座規定」第2条第2項に該当する場合には、当行所定の手続きで預金者へ通知を行ったうえで、預金者の同意を得ることなく、この預金口座を通帳レス口座に変更することができるものとします。
- (3) 通帳レス口座に関する定めは、「通帳レス口座規定」を準用するものとします。

24. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

定期預金共通規定集

定期預金共通規定

本規定集に記載されております、各定期預金規定には下記規定を共通して適用させていただきます。なお、この「定期預金共通規定」の第7条第2項、第8条については、個人の預金者にのみ適用させていただきます。

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下、「証券類」といいます）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、または通帳の当該受入れの記帳を取消したうえ、当店で返却します。

3. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) 本規定集に記載されております各定期預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用するものとします。
- (3) 前項の解約手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によ

って生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①この預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為
- ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第3条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥第3条第1項から第4項に定める取引の制限が、1年以上に亘って解消されない場合

5. (届出事項の変更、証書等の再発行等)

- (1) 証書または通帳(以下「証書等」といいます)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書等または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) (個人の預金者のみ) なお、預金者は盗取された証書等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難証書等による払戻し等) (個人の預金者のみ)

- (1) 盗取された証書等を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書等が盗取された日(証書等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 証書等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書等より不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金取引にかかるいっさいの権利および証書等については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは

は第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して(通帳の場合は通帳とともに)直ちに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

① 払戻し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳すべき取引がなかった場合を除く。)もし

くは繰越があったこと

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ウェブサイトおよび前条（休眠預金等活用法に係る異動事由）に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日（ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた期間の満期日
 - A 払戻し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - C 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が公告の対象となっている場合に限ります。）
 - (A) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (B) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - D 預金者等からの申出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと
 - E 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送したこと。（ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。）
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合、当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となった場合、当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されている、または予定されていた場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。

この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日から証書または通帳（以下「証書等」といいます。）に記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満……………証書等に記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……………証書等に記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書

替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書等とともに当店に提出してください。

以 上

自動継続期日指定定期預金規定

1.（自動継続）

- (1) 自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）に記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

2.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続したときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期

日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満……………証書等に記載の「2年未満」の利率
- ② 2年以上……………証書等に記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するかまたは元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

(3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書等とともに当店に提出してください。

以 上

自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）に記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書等に記載の

利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書等に記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書等とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日以後に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率がゼロパーセントを下回るときはゼロパーセントとします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書等に記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率がゼロパーセントを下回るときはゼロパーセントとします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書等に記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書等に記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日以後に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日以後に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日以後に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日以後に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書等とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率がゼロパーセントを下回るとき

はゼロパーセントとします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率 － $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書等に記載の満期日（継続したときはその満期日）までに新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率がゼロパーセントを下回るときはゼロパーセントとします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率 － $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以 上

自由金利型定期預金(M型)規定 **単利型**

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）に記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書等に記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書等に記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書等とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替

継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日がある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日から5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以 上

自由金利型定期預金(M型)規定 **複利型**

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）に記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書等に記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以 上

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 単利型

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）に記載の満期日に、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書等に記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書等に記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日以後に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日以後に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日以後および満期日以後に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して、自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日以後に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日以後に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書等とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%
- ③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
 - G 3年以上5年未満……………約定利率×90%
- ④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
 - H 4年以上5年未満……………約定利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として証書の発行または通帳への記載を行わないこととし、次により取扱います。

①印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用するものとします。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書等とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合や中間利息定期預金を通帳へ記載した場合には、この預金の継続にあたり、第2条第2項第2号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以 上

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 **複利型**

1. (自動継続)

(1) この預金は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）に記載の満期日に、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書等に記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日以後に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書等とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合の預入期間に応じた利率

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以 上

変動金利定期預金(単利型)規定

1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金(単利型)(以下「この預金」といいます。)は、証書または通帳(以下「証書等」といいます。)記載の満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、この預金の預入日に、この預金の利率を算定するために基準とした預金の、利率変更日の店頭表示利率に、預入日に加算した利率(預入日から満期日までの期間に応じて加算した利率)を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書等記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書等とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書等に記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

B 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

C 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

D 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

E 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以 上

変動金利定期預金(複利型)規定

1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金(複利型)(以下「この預金」といいます。)は、証書または通帳(以下「証書等」といいます。)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、この預金の預入日に、この預金の利率を算定するために基準とした預金の、利率変更日の店頭表示利率に、預入日に加算した利率(預入日から満期日までの期間に応じて加算した利率)を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書等に記載の利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定より解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して(通帳の場合は通帳とともに)当店に提出してください。

以 上

自動継続変動金利定期預金(単利型)規定

1. (自動継続)

(1) 自動継続変動金利定期預金(単利型)(以下「この預金」といいます。)は、証書または通帳(以下「証書等」とい

います。)記載の満期日に、前回と同一の期間の変動金利定期預金(単利型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、当行が継続日におけるこの預金の利率を算定するために基準とする所定の預金の、継続日の店頭表示利率に、この預金の継続日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。本条および第3条第1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、この預金の預入日に、この預金の利率を算定するために基準とした預金の、利率変更日の店頭表示利率に、預入日に加算した利率(預入日から満期日までの期間に応じて加えた利率)を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書等記載の中間利払利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に指定口座へ入金します
 - ② 中間利払日数および証書等に記載の利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金を組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書等とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規程第4条第4項の規定より解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差

額を清算します。

A 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

B 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

C 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

D 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

E 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して(通帳の場合は通帳とともに)当店に提出してください。

以 上

自動継続変動金利定期預金(複利型)規定

1. (自動継続)

(1) 自動継続変動金利定期預金(複利型)(以下「この預金」といいます。)は、証書または通帳(以下「証書等」といいます。)記載の満期日に、前回と同一の期間の変動金利定期預金(複利型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、当行が継続日におけるこの預金の利率を算定するために基準とする所定の預金の、継続日の店頭表示利率に、この預金の継続日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率に一定の利率の上乗せ(または控除)を行うことを別に定めたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。本条および第3条第1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、この預金の預入日に、この預金の利率を算定するために基準とした預金の、利率変更時の店頭表示利率に、預入日に加算した利率(預入日から満期日までの期間に応じて加えた利率)を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書等に記載の利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書等とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。

以 上